

京都市告示第 444 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成19年3月30日

京都市長 榎本 頼兼

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
社会福祉法人 京都障害 児福祉協会	京都市発達障害者支援セン ターに係る公金徴収事務	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで

(保健福祉局児童福祉センター総務課)